

第二次 木曾岬町子ども読書活動推進計画

平成24年6月

木曾岬町教育委員会

目次

1	基本的な考え方	1
	(1) 子どもの読書活動の意義	
	(2) 国・県・木曾岬町の動き及び策定の経緯	
	(3) 計画期間	
2	家庭・地域・学校等における読書活動推進のために	2
	(1) 家庭	
	①家庭の役割	
	②今後の方策	
	(2) 地域	
	①地域の役割	
	②今後の方策	
	(3) 学校等	
	①学校等の役割	
	②今後の方策	
3	おわりに	7
4	資料編	8
	【資料1】北部公民館図書室の利用状況	8
	【資料2】用語解説	9

1 基本的な考え方

(1) 子どもの読書活動の意義

子どもは、読書活動を通じて、新しい世界を知り、感性を磨き、表現力を高め、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書活動は、子どもの成長にとって欠くことのできないものであり、人生をより深く生きる力を身に付けるための大切な手段の一つです。

(2) 国・県・木曾岬町の動き及び策定の経緯

このような認識のもと、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明記しました。(※1)

また、平成19年6月に改正された「学校教育法」第21条には、読書に親しませることが義務教育の目標の一つとして掲げられています。(※2)

三重県においては、平成21年11月に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域・学校等と協力して、子どもの読書活動の推進を図っています。

本町においては、平成19年6月に「第一次木曾岬町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきましたが、より時代のニーズに即したものにするため、「第二次木曾岬町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

(3) 計画期間

平成24年度から概ね5年間とします。

2 家庭・地域・学校等における読書活動推進のために

(1) 家庭

①家庭の役割

家庭は、保護者による読み聞かせをはじめとして、子どもが読書と初めて出会うきっかけとなる場でもあります。子どもが読書を楽しいものだと知り、進んで読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常の中に位置づけ、読書環境を整えていくことが重要です。

このことから、家庭においては、保護者が読書活動の有効性・重要性を認識し、子どもの発達段階に即した本を用意したり、本を読む時間を確保するなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるようにすることが求められます。

②今後の方策

子どもの読書活動の重要性についての保護者の理解を促進するため、読書活動推進のための講演会等に保護者の積極的な参加を促します。

また、読書活動の必要性を啓発する資料の配布に努め、家庭における読書活動を支援します。

○読み聞かせ

保護者が子どもに本を見せながら読んで聞かせることによって、子どもの成長に好ましい影響を与えるだけでなく、家族と子どものふれあいが図られることにもなります。木曾岬町としては、このような読み聞かせの重要性に鑑み、福祉健康課と連携し、家庭での読み聞かせの大切さについての啓発や読み聞かせを学ぶことのできる機会を提供していきます。また、町として、本との出会いを豊かなものにするため、ブックスタート事業を実施していきます。(※3)

○読書活動の啓発

平成23年3月に策定した「トマッピー教育プラン」(木曾岬町教育振興基本計画)において、「子育て8つの指針」を提示しました。指針の一つとして“読書”を掲げており、教育委員会としても、読書の大切さを啓発する必要があると考えています。そのため、保護者・教職員を対象とした読書に関する講演会を開催し、読書の大切さについて啓発する機会の充実に努めます。

○読書の習慣化

一日のうちで決まった時間、読み聞かせや子どもが自由に本に親しめる時間を設けることは、読書習慣の形成に大いに役立ちます。また、保護者が進んで自ら読書に親しみ、子どもの周囲に常に本がある環境づくりを進めることも読書の習慣化につながります。特に就学児童には「ノーテレビ・ノーゲームデー」を設定するなかで、家庭

で読書をする機会を与えることも必要です。

このような、読書の習慣化を図る取組について、学校・園だよりや町の広報誌などを通して啓発していきます。

(2) 地域

①地域の役割

町内の公民館図書室や保健センターは、子どもが本と出会い読書に親しむことができる場であるとともに、保護者が子どもの読書活動について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、気軽に読書に親しんだり本について情報交換や質問ができたりすることが大切です。

このことから、公民館図書室や保健センターには、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、読み聞かせ会の実施、特設コーナーの設置など、積極的に読書活動の普及・啓発を図る必要があります。

②今後の方策

○「子ども読書の日（4月23日）」の取組

4月23日を中心に、町広報誌への啓発記事の掲載や、公民館図書室への特設コーナーの設置を行います。

○北部公民館図書室における読書環境整備の取組

- ・平成23年度まで隔週の配置であった司書を毎週の配置とし、レファレンスサービスの充実を図ります。また、司書による月1回の特設コーナーの設置や町の広報誌への定期的な『北部公民館図書室だより』の掲載により、読書環境の整備を推進します。
- ・平成23年度より、三重県立図書館と連携し、県立図書館の蔵書を北部公民館で貸出・返却ができるようになったことを受けて、さらに子どもを含めた多くの町民の方々に広く周知・啓発し、利用の促進を図ります。
- ・新刊図書を含め、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。選書については、司書と連携しながら適切な読書環境の整備に努めます。
- ・平成22年度末には、図書室のすべての蔵書についてデータベース化が図られました。今後はより利便性を向上させるべく、外部端末からの検索・情報収集も含めた機能の付加について、複合型総合施設の進捗を見据えながら検討していきます。

○保健センターにおける読書環境整備の取組

乳幼児が絵本に出会うことは、親子のふれあいになるとともに、その後の人生で本に親しむ原動力になると考えられます。そこで、保健センターでも絵本に出会う機会を

確保していきます。

現在実施されている母子保健事業時に、積極的に読み聞かせ等を意図的・計画的に取り入れ、本との出会いを充実させていきます。特に、健康診断時や赤ちゃん訪問等の機会をとらえ、本との出会いを意図した活動を取り入れていきます。また、子育てサロンや保健センター内に読書コーナーを設置したり、保育士等による「読み聞かせイベント」を実施したりするなど、子どもが絵本と出会う環境もさらに整備していきます。

また、町内の子育て支援団体や読み聞かせ団体と連携を深め、保健センターの健診等の際に、読み聞かせを行うように計画していきます。

(3) 学校等

① 学校等の役割

学校は、各教科・特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく場です。

このことから、学校は、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的・意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣の形成をめざす必要があります。

また、幼稚園・保育園は、読書活動の基礎を築く時期であり、読み聞かせや紙芝居・お話を通して、本の楽しさを味わわせることが求められます。

② 今後の方策

○ 図書室資料の整備

図書室の資料は、子どもの多様な興味・関心に応えられるものである必要があります。また、めまぐるしく変化する情報に対応するため、常に新しい資料を確保し古いものと入れ替えていく必要もあります。

資料の中には、読み物のほか「総合的な学習の時間」などでの調べ学習に活用できるものや、絵本・視聴覚教材など様々な種類がありますが、魅力的な資料が豊富であり、子どもが図書室に行きたいと思えるように環境を整えていくことが大切です。

文部科学省が示している「学校図書館図書標準」(※4)によると、木曾岬町の小中学校の規模(平成23年度現在)に応じて整備すべき蔵書の標準が以下のように定められています。

小学校： $7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12) = 8,760$ 冊

中学校： $7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6) = 8,480$ 冊

平成23年度末現在、小学校の蔵書数は11,931冊で学校図書館図書標準を満たして

いますが、中学校においては蔵書が 4,342 冊と標準に大きく届いていないのが現状です。ただし、学校図書館司書やボランティア・学校図書館環境整備推進員により、中学校における廃棄図書の作業が大きく進捗したことから、適切な資料の入れ替え促進という面では一定の成果が見られます。

今後は、資料の適切な入れ替え促進を図りつつ、学校図書館図書標準を指標として計画的に蔵書を充実させていく必要があります。

○図書館スタッフの配置

学校図書館の専門的職務にあたる司書教諭を小中学校に位置づけ、学校における読書活動の推進を図っており、今後も 12 学級未満の学校においても積極的に司書教諭の配置を推進する必要があります。(※5)

また、図書館法第 5 条に規定された司書資格を持ち、学校図書館において図書の収集・整理・保存・閲覧・レファレンスサービスなどの専門的業務を行う学校司書を小中学校に配置しているところですが、学校司書による図書室の環境整備により図書室の利用の促進が図られていることから、引き続き学校司書を配置していく必要があります。

幼稚園・保育園においては、司書の配置はありませんが、園児が適切な本と出会うための選書や本の補修など、専門的な知識を要する業務もあることから、必要に応じて小中学校に配置している司書を派遣することも視野に入れる必要があります。

○読書ボランティア団体との連携

読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティア団体と積極的に連携を図ります。

○障がいのある子、日本語指導が必要な子への対応

障がいのある子どもや日本語指導が必要な子どもも読書に興味をもち親しむことにより、心豊かに成長できるようにする必要があります。そのために、子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じた本を選べるようにしたり、紙芝居・大型本・点字本・外国語で書かれた本を用意したりするようにします。また、必要や状況に応じて、朗読ボランティアや外国語を話せるスタッフの派遣も考える必要があります。

○図書委員会の活動の充実

児童生徒で構成される図書委員会の活動を活発化し、従来の貸し出し管理等の日課的な役割に加え、図書館便りの発行・環境整備・啓発活動など、より充実した内容にしていきます。

○情報化の検討

図書室の資料を有効に活用するには、資料をデータベース化し容易に検索できるようにすることが必要です。校内の資料のデータ化に加え、オンライン化により町内の図書室との提携なども視野に入れた情報化の検討がなされるべきですが、管理用ソフトの共通化や他市町のオンラインシステムとの連携等の課題もあるため、複合型施設

における図書館機能の進捗状況を見据えながら検討する必要があります。

○読書活動推進体制の推進

図書館担当教職員を中心に、学校全体で読書活動を推進する体制づくりに努めます。

○家庭との連携

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。保護者が意識をして読書を日常の生活の中に位置づけ、読書習慣を育んでいくことが重要です。

このことから、読書習慣を育むことの大切さについて、保護者の集まる機会をとらえて話したり、学校・園だよりホームページ等を通して啓発したりする必要があります。

また、幼稚園においては、園で所蔵する絵本等を貸し出しし、園とともに家庭でも読書を大切にする雰囲気醸成していきます。

○研修

読書活動推進に関わる研修会を、幼稚園・小中学校教職員対象に開催し、教職員の研修機会の確保に努めます。また、外部の研修会にも積極的に参加できるように、情報提供に努めます。

3 おわりに

読書は、幅広い知識や表現力を高め、考える力を養い、豊かな感性や情緒とともに、想像力を豊かにしてくれるなど、子どもの成長にとってなくてはならないものです。そのように考えたとき、子どもが読書に親しむことのできる環境を整備し、読書活動推進の雰囲気を醸成することは、未来への大きな投資になるととらえ、町をあげて取組を推進していきます。

当面、より有効な環境づくりや取組が展開できるよう、専門の司書を配置し、小中学校・幼稚園・北部公民館図書室の読書環境整備を支援したり、町教育委員会のホームページや町の広報誌等で新刊図書の紹介や季節に応じた図書等を紹介する活動を充実させたりしていきます。

今後は、この計画に基づき、家庭・地域・学校等が一体となって積極的に子どもの読書活動を推進していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4 資料編

【資料1】北部公民館図書室の利用状況（数字は平成23年度末現在）

(1) 町民一人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数11185冊／人口6829人＝1.64冊

※参考：川越町（2.2冊）、朝日町（6.4冊）、東員町（3.9冊）

(2) 蔵書冊数に占める児童書の割合

児童書冊数4752冊／蔵書冊数11185冊＝42.5%

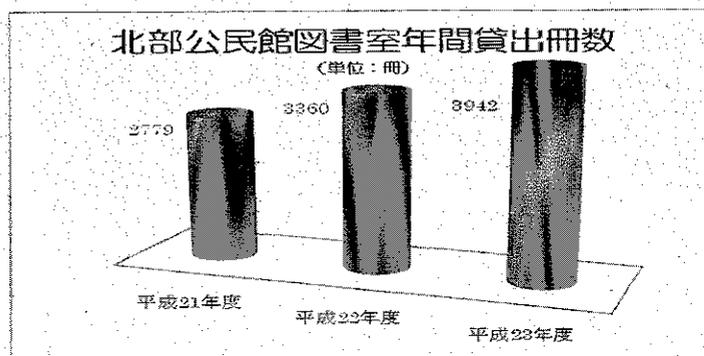
(3) 登録者率

登録者451人／人口6829人＝6.6%

(4) 年間貸出冊数

3942冊

※参考：年間貸出冊数の推移



(5) 登録者一人当たりの年間貸出冊数

平成23年度年間貸出冊数3942冊／登録者数451人＝8.7冊

【資料2】用語解説

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、地方公共団体の責務について言及している。

また、第9条第2項に「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなくてはならない」と、読書活動推進計画策定について言及している。

※2 「学校教育法」

「学校教育法」第21条第5項に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」とある。

※3 「ブックスタート事業」

毎月1回北部公民館において福祉健康課が開催している事業。保健師・保育士・ボランティアによる子どもへの読み聞かせ。7・8ヶ月の子どもを対象としている。

※4 「学校図書館図書標準」

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。平成5年3月に定められた。

※5 「司書教諭」

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成15年度から12学級以上の学校には必置となった。